

令和3年度

主要事務事業

地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会

目 次

◇ 地域防災力の向上（災害対策課）	1
◇ 備蓄体制等の整備（災害対策課）	2
◇ 情報通信システムの整備（災害対策課）	2
◇ 災害対策・体制の整備（災害対策課）	3
◇ オウム真理教問題対策（烏山総合支所地域振興課、地域生活安全課）	4～5
◇ 安全安心まちづくりの推進（地域生活安全課）	5～6
◇ 防犯カメラ整備・維持管理助成（地域生活安全課）	7
◇ 新たな地域行政の推進（地域行政課）	8

令和3年度主要事務事業

危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	地域防災力の向上 （災害対策課）	区民による共助を推進することで地区防災力の向上を図る。	8,074千円	<p>地区防災力の向上を図るため、各地区において「防災塾」を実施する。</p> <p>引き続き「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ、昨年度の地域防災計画の修正にあわせて、「修正された地区防災計画を踏まえた取組み」をテーマとして実施し、地区防災計画の実効性と認知度の向上を目指す。</p>
継続		多様性に配慮した女性の視点からの防災対策を推進する。		<p>多様性に配慮した女性の視点からの防災対策を地域へ普及・啓発するため、「せたがや女性防災コーディネーター」を講師とし、世田谷版HUG（*）を活用した地域啓発研修を実施する。</p> <p>また、防災に関する知識の醸成と団結力の向上のため、同コーディネーターを対象としたフォローアップ研修を実施する。</p> <p>*世田谷版HUG：静岡県が作成した避難所運営の模擬ゲーム（HUG）に多様性に配慮した女性の視点を反映させた防災ゲーム</p>

令和3年度主要事務事業

危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	備蓄体制等の整備 (災害対策課)	備蓄物品の計画的管理及び 拡充を進めるとともに、広域 用防災倉庫の計画的整備・適 正な維持管理を行う。	91,823千円	計画的な備蓄物品の入れ替えや資機材の更 新をはじめとする備蓄倉庫の適正管理に努め るとともに、区立公園拡張事業や鉄道連続 立体交差事業等に伴う新たな倉庫の設置に取り 組む。 また、入れ替えた物品の有効活用や、より 効率的・効果的な備蓄等についての調査研究 に取り組む。
継続 新規	情報通信システムの整備 (災害対策課)	本庁舎等整備にあわせて構 築する防災情報システムの導 入に向け、導入事業者選定に 係る準備を計画的に進める。 風水害対策総点検における 対応方針に基づき、風水害時 における情報発信を強化す る。	107,584千円	新庁舎における区の災害対策本部の対処能 力向上を目的として、引き続き防災情報シス テム導入に向けた必要不可欠な機能等の精査 を行うとともに、令和4年度に予定される導 入事業者選定に向けたプロポーザル実施等に 係る準備を計画的に進める。 風水害時に自ら情報を取得することが困難 な避難行動要支援者を対象に、電話やFAX によるプッシュ型の情報配信サービスを導入 する。風水害時に多様な手段で適時適切に情 報を発信し、区民が自身にあった情報伝達手 段に必要な情報を入手できるよう、情報発信 を強化する。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	3 年度事業（目標）	3 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
新規	災害対策・体制の整備 （災害対策課）	災害対策基本法改正を踏まえ、風水害対策を推進する。	87,423千円	令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難情報の名称が変更されたこと等を踏まえ、避難情報発令判断基準の改正や洪水・内水氾濫ハザードマップの改定等を行う。
新規		本庁舎等整備にあわせて地下水利用システムを移転する。		本庁舎等整備の第 1 期工事着工に伴い、新庁舎における水資源の確保を目的として、地下水利用システムを移転する。
継続		避難所運営など地域防災の担い手の人材育成を図り、地域の防災力の向上、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士認証登録支援助成を実施する。		町会・自治会等が組織する避難所運営本部や防災区民組織等の防災関係団体の推薦により、団体に属する区民に対して、防災士認証登録支援助成を令和 3 年度も引き続き実施する。 実施にあたっては、引き続き対象者数の半数は女性育成枠とする。 （助成対象者数 20名）

令和3年度主要事務事業

烏山総合支所、危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	オウム真理教問題対策 (危機管理部：対策本部事務局) (烏山総合支所：現地対策本部)	オウム真理教問題に対する区の対応など現状を理解してもらうための取組を行う。	2,978千円	区民に対し、ホームページ等を活用して区や地域住民団体（住民協議会）の活動内容、取り組みについての情報提供及び地域住民との情報交換を行う。
継続		オウム真理教後継団体（アレフ・山田らの集団・ひかりの輪。以下「教団」という。）による学生を標的とした勧誘活動に対する対策を行う。		世田谷区内にキャンパスのある大学及び短期大学(計18の大学・学部)に対し、教団による勧誘活動への注意を促すチラシ等を配布する。
継続		オウム真理教問題に対する区職員の意識向上と理解を深め、同問題の現状把握と風化防止を図る。		区職員に対する講演会の実施及び地域住民団体（住民協議会）が主催する抗議デモや学習会等への区職員の参加を推進する。
継続		地域住民団体への支援を推進する。		地域住民団体活動の自主的な活動を支援するため、補助金の交付、署名活動への協力、また地域住民団体が主催する抗議デモや学習会への参加など、教団の解散・撤退を目指して地域住民団体と連携を図りながら積極的に支援する。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

烏山総合支所、危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	<p>オウム真理教問題対策 （危機管理部：対策本部事務局） （烏山総合支所：現地対策本部） （続き）</p>	<p>関係機関との連携による各種対策を推進する。</p>		<p>オウム真理教対策関係市区町連絡会（教団関連施設を有する26自治体が加盟）と連携し、観察処分更新期限の撤廃や活動停止、解散に向けた法整備を法務大臣や公安調査庁長官に求めるなど、国への要請活動にも積極的に取り組むほか、各関係機関（住民協議会、関係市区町、公安調査庁、警視庁）との連携を図り、地域住民の平穏な生活環境を守るための活動を行う。</p>
継続	<p>安全安心まちづくりの推進 （地域生活安全課）</p>	<p>安全安心まちづくり協議会の継続的な運営に取り組む。</p>	131,655千円	<p>各地域の町会連合会長、防犯協会、消防団、PTA連合協議会、警察、消防等で構成する「安全安心まちづくり協議会」を開催し、区民生活の安全に関する情報共有や課題の現状把握など、施策の実施に係る必要な事項を協議する。</p>
継続		<p>地域で継続的かつ自主的な防犯パトロール活動を行っている団体への効果的かつ継続的な助成推進を図る。</p>		<p>町会・自治会、商店街、PTAなど自主的に防犯パトロール活動を実施している団体を対象に、活動に係わる保険料の一部補助や物品助成（腕章、タスキ、青色合図灯、ベストなど）を行うとともに、同制度の周知を図る。</p>

令和3年度主要事務事業

危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	安全安心まちづくりの推進 （地域生活安全課） （続き）	犯罪の抑止と区民の安全安心を確保するため、24時間安全安心パトロールを継続実施する。		青色回転灯を装備したパトロール車により、通学路や公園の巡回、特殊詐欺被害防止や新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意喚起など効果的な防犯パトロール・広報を実施する。
継続		地域防犯リーダーの育成を図る。		地域の危険箇所点検手法とその改善策を学ぶ「地域の危険箇所改善指導者講習会」を実施し、講習会修了生が新たな地域防犯リーダーとしての役割を担い、防犯活動の活性化や効果的な防犯活動の推進につなげる。
継続		犯罪の未然防止を図るため世田谷区内「犯罪ゼロの日」を実施する。		区民の防犯意識の向上や犯罪の未然防止を図るため、全国地域安全運動期間中（例年10月）の1日を世田谷区「犯罪ゼロの日」として定め、区・警察署・住民が一体となった防犯啓発活動や、町会などの防犯活動団体によるパトロール活動等を実施する。
継続		特殊詐欺被害防止を図る。		特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機無償貸与の実施や「区のおしらせ」「ホームページ」「災害・防犯情報メール」「ツイッター」等に加え、あらゆる機会を捉えて情報発信・啓発活動を行っていく。

令和3年度主要事務事業

危機管理部

区分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
継続	防犯カメラ整備・維持管理 助成 （地域生活安全課）	防犯カメラの設置を促進する。	49,908千円	犯罪発生状況、防犯カメラ設置状況などを踏まえ、商店街や町会・自治会等への防犯カメラの設置費用及び維持管理経費の補助を実施し、防犯カメラの設置を促進する。

令和 3 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	3年度事業（目標）	3年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな地域行政の推進 (地域行政課)	1. (仮称) 地域行政推進条例の制定と (仮称) 地域行政推進計画の策定に向けた検討を進める。	—	<p>1. (仮称) 地域行政推進条例の制定 区議会、地域行政検討委員会の提言、パブリックコメントや説明会等での区民意見を踏まえ、住民自治の実現に向け、参加と協働による住民主体のまちづくり、身近な行政サービスのあり方と三層制の執行体制などの地域行政に関する基本的事項を規定する (仮称) 地域行政推進条例の検討を進める。</p> <p>2. (仮称) 地域行政推進計画の策定 条例を踏まえて、地域コミュニティの醸成や住民主体のまちづくりに関する支援のあり方、地区や地域における住民参加の促進、総合支所やまちづくりセンターの役割や権限などを (仮称) 地域行政推進計画としてまとめ、条例施行後、事業や執行体制の見直し、DXによる窓口サービスの拡充等、年次計画を定めて取り組む。</p> <p>(仮称) 地域行政推進条例の施行及び (仮称) 地域行政推進計画の策定を目指し、令和3年度は、「地域行政の見直しの方向性・視点」で示した内容をもとに、広く、区民や地域の活動団体等への説明、意見聴取を十分に行うとともに、議会や庁内での議論を行い、具体的な検討を進める。</p>